

商品概要説明書

(令和7年11月1日現在)

商品名	(株)ジャックス保証型リフォームローン
ご利用いただける方	○ 当JAの組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。 ○ 安定継続した収入のある方。 ○ 対象物件が本人または同居家族の所有もしくは共有物件であること。 ○ 原則として、団体信用生命共済(保険)に加入が認められる方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、保証会社の保証が受けられる方。 ○ リフォームローンまたは住宅ローンの借換を資金使途に含む場合は、その借換え対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○ その他定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 住宅の増改築および住宅設備機器購入資金 ○ バリアフリー工事および介護機器購入資金 ○ キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム資金 ○ エコキュート、太陽光発電システム購入資金 ○ 耐震強化工事資金等 ○ リフォーム資金とリフォームローンの借換えを合わせた資金 ○ リフォーム資金と住宅ローンの借換えを合わせた資金 ※資格条件は住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あること ○ リフォームローンの借換資金 ○ 上記資金と同時に、家電、家具を購入または買い替えをする場合の資金 ○ 10kw以上50kw未満の産業用(売電目的)太陽光発電システム購入 ※賃貸物件への設置は対象外
貸出金額	○ 10万円以上1,500万円以内 但し、農業者を除く自営業者は1,000万円以内とする。 ○ 産業用(売電目的)太陽光発電システム購入を含む場合は、2,000万円以内(単体でも可) ○ 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とする。
貸出期間	○ 1年以上20年以内(1ヶ月単位) 但し、借換え資金のみの場合は、残存償還期間を上限とする。 ※団体信用保険に加入できない方は15年以内。
貸出利率	○ 変動金利型 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答

	日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○ 詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。												
貸出方法	○ 証書貸付 工事完了後、申込者口座経由で、販売（工事施行）業者への振込とする。 但し、家電・家具の購入において業者振込みが困難な場合は、100万円または借入金額の30%のいずれか低い額であれば、工事完了後、申込者口座への振込を可とする。												
返済方法	○ 元利均等毎月返済およびボーナス月増額返済方式 *ボーナス月増額返済方式の増額返済部分は借入額の50%以内とします。												
担保	○ 不要です。												
保証人	○ 株式会社ジャックスの保証を受けることとし、原則として個人保証は不要です。 但し、団体信用生命保険に加入できない方、および株式会社ジャックスが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する。												
保証料	○ 貸出金利率に保証料率年1.30%を含みます。 なお、次のエコ関連工事を（一部でも可）行う場合は、平成28年12月末までの申込に限り、保証料率を年0.98%に引下げます。 ①省エネ改修、バリアフリー工事 ②環境配慮型設備工事資金（太陽光発電、エコキュート、オール電化、小型風力発電機、蓄電池等） ③耐震・免震工事資金等 ④エコ・クリーンエネルギー関連の工事 ⑤①～④と同時に行うリフォーム関連工事 ⑥上記の①～⑤資金と同時に、家電、家具を購入または買い替えをする場合の資金												
団体信用生命共済	○ 当JA所定の4種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.15%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.10%</td></tr> <tr> <td>9大疾病補償特約付団体信用生命共済</td><td>年0.30%</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td><td>年0.20%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.20%
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%												
9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%												
団体信用生命共済（ワイド）	年0.20%												
手数料	○ ご融資の際、保証機関に対して3,300円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。												

	① 全額繰上返済の場合 5,500 円（借入残期間が 3 年以上の場合） ② 一部繰上返済の場合 3,300 円（借入残期間が 3 年以上の場合） ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、3,300 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または総務部（電話：0439-70-1331）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A きみつ